

[農漁業保険審査会 議事録]

日時：平成27年5月14日（木）11：00～

場所：農林水産省三番町共用会議所本館2階大会議室

○松澤保険課課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから、農漁業保険審査会を開会いたします。

私は、事務局を担当しております経営局保険課の松澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この度、任命されました本審査会委員による初めての会合でございます。会長が決まるまでの間、しばし私が司会を務めさせていただきたいと思っております。

まず、本審査会の委員は15名でございますが、現在13名の委員に御出席をいただいておりますので、農漁業保険審査会令第3条第1項の規定により、本審査会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本審査会は、農林漁業保険審査会運営規程第4条の規定により、申立についての審査に関する会議を除きまして、公開となっております。また、この運営規程第8条の規定により議事録を作成することとなっております。また、議事録につきましても、申立に関するものを除きまして公開となっておりますことを申し上げます。

また、議事録につきましては、会議終了後、事務局の方で速やかに作成いたします。御送付いたしまして、委員の皆様方に内容の御確認の御協力をお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、金丸経営局担当参事官の方から御挨拶を申し上げます。

○金丸経営局担当参事官

農漁業保険審査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。参事官の金丸でございます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただき、また、御多用のなか本審査会に御出席をいただき、御礼申し上げます。

農漁業保険審査会は、自然災害に見舞われることが多い我が国におきまして、災害対策として農漁業者の経営安定を図るために中心的な役割を果たす農業・漁業に係る災害補償制度に関しまして、政府に対して訴えが提起された場合に、事前審査をお願いするもので、制度の円滑な運営の上で、大変重要な役割を持っております。

また、この審査は、専門的な見地から行う必要があるため、農業共済再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会の三つの部会を設けており、委員の皆様方は、いずれかの部会に所属していただくこととなります。

これまでは、災害補償制度に関しまして政府に対する訴えがなかったため、この審査会での審査が行われたことはございませんが、今後、政府に対する訴えが提起された場合には、委員の皆様方におかれましては、本審査会において適切な審査をいただくようお願い申し上げます。

本日の審査会の議題は、会長の選出、部会所属委員の指名、部会長の選出などとなっております。本日の審査会の議事が円滑に行われますことをお願い申し上げます。

なお、本年3月までは、この審査会は、農業・漁業以外に、森林保険の審査も所掌しておりましたが、本年4月以降、森林保険の業務が国から独立行政法人に移管されておりますので、この審査会の所掌から森林保険がなくなり、審査会の名称も変更されていることを申し添えます。

次に、農業・漁業の両災害補償制度の最近の動向をご紹介します。

まず、農業災害補償制度につきましては、昨年2月の豪雪により関東を中心に園芸施設に甚大な被害が発生いたしました。その際、園芸施設共済の共済金では施設再建の補償として不十分との声が農業者から出されたことを踏まえまして、本年2月から、時価補償の引上げ、災害からの復旧費用の補償の導入といった園芸施設共済の補償の拡充を行うなど、逐次、制度の改善を図ってきております。

また、本年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、現在の農業災害補償制度は価格低下等は対象外となっているなどの課題があるため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、事業化調査を行うなど、制度の法制化に向け検討を進めることとされ、この収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方も検討することとされていることから、本制度についても効率的・効果的なものとなるよう見直し検討を進めていく必要がございます。

また、漁船損害等補償制度につきましては、保険加入漁船の隻数の減少、高齢化、東日本大震災による漁船の壊滅的な被害等、その取り巻く環境は厳しさを増していることから、保険事業の安定を図るため、漁船保険団体においてはその組織統合一元化に向けた検討が行われていますほか、漁業災害補償制度にあっては、近年における漁業生産が減少する中、依然として約3割が漁業共済に未加入であり、意欲ある漁業者が加入できないケースも存在するなど、加入要件の見直しや更なる加入拡大を図っていくことが必要であり、現在、これらの制度の見直しに向けた検討を行っているところでございます。

以上が最近の動向でございます。

最後に、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○松澤保険課課長補佐

それでは続きまして、委員の方々の御紹介を申し上げます。

私の左側にお座りいただいている委員より、順次御紹介申し上げます。

共同通信社編集委員兼論説委員の石井勇人委員でございます。

専修大学法学部教授の出口正義委員でございます。

筑波大学生命環境系教授の納口るり子委員でございます。

農業者の山田真弓委員でございます。

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科海洋工学系教授の金岡京子委員でございます。

全国漁青連副会長の高橋洋委員でございます。

水産経済新聞社編集局長の中島雅樹委員でございます。

関東学院大学法学部法学科教授の三原園子委員でございます。

弁護士の安田和弘委員でございます。

全国漁青連顧問の志賀基明委員でございます。

国民生活センター理事の丹野美絵子委員でございます。

福井県立大学海洋生物資源学部海洋生物資源学科准教授の東村玲子委員でございます。

北海道大学大学院水産科学研究院准教授の宮澤晴彦委員でございます。

本日御出席の13名の委員を御紹介させていただきました。

酪農学園大学獣医学部教授の小岩政照委員、元・水産通信社取締役編集部長の小川功委員におかれましては、本日、御欠席でございます。

引き続きまして、農林水産省の出席者を御紹介させていただきます。

まず、経営局担当参事官の金丸でございます。

水産庁漁業保険管理官の堀尾でございます。

水産庁漁業保険管理官補佐の小野寺でございます。

経営局保険課長の坂本でございます。

紹介は、以上でございます。

それでは、お手数お掛けいたしますが、資料の確認をさせていただきます。お手元に配布いたしました会議資料は、配布資料一覧のとおりでございます。資料1として農漁

業保険審査会委員名簿、資料2として農林漁業保険審査会運営規程新旧対照表(案)、資料3として農漁業保険審査会関係法令集、この3つを御用意させていただいております。万が一不足するものがございましたら、お申し出いただければと思います。

本日、御審議いただく事項といたしましては、会議次第にありますように、会長の互選、農林漁業保険審査会運営規程の一部改正、各委員が所属いただく部会の指名、部会長の互選、部会長代理をお決めいただくことでございます。

それでは、議事の方に入らせていただきます。まず、会長の互選でございます。農漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、本審査会の会長を委員の皆様の互選により決めることになっております。どなたか、御推薦をしていただければ幸いと思いますが、いかがでございましょうか。

○山田委員

大変僭越ではございますが、提案させていただきます。

大変御苦勞の多いお役目かと存じますけれども、会社法、保険法に精通され、今までこの審査会の会長をしていただいた専修大学教授の出口委員にお願いしてはどうかと思います。

○松澤保険課課長補佐

山田委員から出口委員に会長をお願いしたらどうかという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

では、皆様異議なしということで、出口委員が会長に選任されました。

それでは、出口新会長から御挨拶をお願いするとともに、今後の議事進行につきましては、会長の方によろしくお願いしたいと思います。

お手数をお掛けしますが、会長席の方に移動していただければと思います。

○出口会長

ただいま、農漁業保険審査会会長に選任されました専修大学の出口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本審査会は、農業災害補償法の規定により設置されておりますが、農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険に係る事項について、政府を相手として訴えが提起された場合に、申立審査を行うこととされております。

これらの事業は、自然災害等による農漁業者の被る損害を補償対象としておりまして、地震保険などと同様、いずれも、地域あるいは年度ごとに被害の変動が大きいいため、政府が保険や再保険を行っているところであります。

この政府が行っております保険や再保険に係る事項につきましては、相手方、すなわち、保険団体からの訴えがあった場合、政府から支払われる保険金等が滞り、農漁業者に対する補償に支障が生じるおそれがあります。この審査会におきまして、こうした場合には、直ちに問題を整理・審査し、保険金等が速やかに支払われるように対応する必要があります。

挨拶はこの程度とさせていただき、本日の会議が円滑に進み処理されますように、委員各位の御協力をお願い申し上げます。

それでは、議事を進行させていただきます。まず、農漁業保険審査会令第6条に基づく農林漁業保険審査会運営規程の一部改正について御審議願いたいと思います。

事務局から改正案についての御説明をお願いいたします。

○松澤保険課課長補佐

皆様にお配りしました資料2をご覧くださいと思います。旧名称が農林漁業保険審査会運営規程の新旧対照表でございます。挨拶等でも申し上げましたように、この3月までは、森林保険に関する審査につきましてもこの審査会が担当しておりましたが、本年4月以降、この森林保険が独立行政法人に移管されまして、森林保険に関する当該審査会の業務がなくなったことに関係する改正でございます。まず名称が、農林漁業保険審査会運営規程から農漁業保険審査会運営規程に変わり、総則も名称が変わっております。

第四条の会議の公開に関係する部分につきましても、森林保険の審議関係については削る改正を行っております。

それから2ページ目をご覧くださいまして、部会の関係ですが、旧部会は森林保険部会も設置されておりましたが、この4月からは森林保険部会が必要なくなることに伴う改正です。農業共済再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会の3つとなるという意味の改正です。

また、3ページ目の第8条ですが、議事録の関係につきましても、森林保険部会の議事録の関係規定を削る内容の改正です。

説明は以上でございます。

○出口会長

ありがとうございました。

ただいま説明がございました農林漁業保険審査会運営規程改正案につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

実質的な改正というわけではなく形式的なものですので、よろしいでしょうか。

(可決)

それでは、この改正案につきまして皆様からご了承いただいたということで、審議を終了させていただきます。

次に、会長の職務を代理する委員の指名という点ですが、農漁業保険審査会令第2条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名するということになっております。

そこで、私から御指名したいと思います。委員の中で、とりわけ保険法、民法等に精通します東京海洋大学大学院教授の金岡京子委員に会長代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、金岡委員、よろしくお願ひします。

次に、各委員の部会の所属の指名であります。

農漁業保険審査会につきましては、農漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づき、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することとなっております。従いまして、農漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、私の方から、各部会に所属していただく委員の指名をさせていただきます。

まずは、農業共済再保険部会の委員ですが、石井勇人委員、小岩政照委員、納口るり子委員、山田真弓委員、私、出口正義でございます。

次に、漁船再保険部会ですが、金岡京子委員、中島雅樹委員、三原園子委員、安田和弘委員、高橋洋委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、小川功委員、志賀基明委員、丹野美絵子委員、東村玲子委員、宮澤晴彦委員でございます。以上、各部会の所属委員を指名させていただきました。

○松澤保険課課長補佐

ただいま、出口会長から各部会ごとの所属委員を御指名いただきましたので、名簿につきまして事務局の方から配布させていただきます。

(事務局から農漁業保険審査会部会所属委員名簿を配付)

○出口会長

それでは引き続きまして、農漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会長の互選をしていただきます。選出された部会長から、農漁業保険審査会令第4条第5項の規定に基づき、次に部会長の職務を代理する委員を指名していただきます。

農業共済再保険部会につきましては石井委員、漁船再保険部会につきましては中島委員、漁業共済保険部会につきましては東村委員のお近くにお集まりいただき、御相談していただきたいと思っております。決まりましたら、事務局の方からお聞きしますので、よろしく願いいたします。

(各部会にて相談)

○松澤保険課課長補佐

それでは、事務局の方から、互選の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

農業共済再保険部会長に出口委員、漁船再保険部会長に金岡委員、漁業共済保険部会長に丹野委員、以上の方々が各部会長に選任されました。

また、農業共済再保険部会長の職務を代理する委員として納口委員、漁船再保険部会長の職務を代理する委員として安田委員、漁業共済保険部会長の職務を代理する委員として志賀委員が、各部会長より指名されたという御報告をいただきました。

○出口会長

ただいま事務局から報告申し上げましたように、部会長及びその職務を代理する委員が決定しましたので、よろしく願いいたします。

議題の最後、その他ということで、何か皆さんの方からございましたら、どうぞお願いいたします。

○石井委員

よろしいでしょうか。この運営規程新旧対照表の資料2ですが、森林保険部分の削除ということで理解しました。委員の定員が15人で発令されていますが、森林保険部会の削除に伴って委員定数は見直されているのでしょうか。

○松澤保険課課長補佐

事務局からお答えさせていただきます。委員の定数につきましては、この3月末までの旧農林漁業保険審査会におきましては、農林漁業保険審査会令に基づきまして、委員20名が任命されており、森林保険部会に5名の委員が所属されておりました。森林保険の業務がなくなったことに伴いまして、すでに委員の数は20名から、15名に削られています。

○出口会長

石井委員、よろしいでしょうか。

○石井委員

はい、結構です。

○出口会長

他に何か、ございますでしょうか。特にありませんようでしたら、これをもちまして、本日の議事につきましては、全て終了ということになります。閉会となりますので、皆さん、どうもありがとうございました。

(以 上)